省　令

○総務省令第百十九号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令（平成二十年総務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の表に次のように加える。

七　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定	ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日から施行する。

○外務省令第十九号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「ベレン（ブラジル）」を削除する。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

○財務省令第六十三号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の表に次のように加える。

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定	ハンガリーの領域内における就労先の登録番号

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日から施行する。